

**子どもたちのすこやかな成長をゆがめ、府民の願いに反する
「教育基本条例」「職員基本条例」の制定をおこなわないよう求めます**

貧困と格差がいっそう広がるもので、父母・府民は「医療や福祉を充実してほしい」「経済的心配なく学校に通わせてやりたい」「楽しく学校に通い、しっかり学んで成長してほしい」などを願っています。

ところが、「教育基本条例案」は、「学力調査」結果を学校別にまで公表し、公立高校の入試学区を府内全域に広げるなど、学校と子どもを絶え間ない競争に追い立て、ふるいわけ、序列化するものになっています。これでは、わかる喜びや探求心は育たず、逆に子どもの心に深い傷をつくり、すこやかな成長をゆがめることになります。

また、知事が府立学校の目標を決め、中立であるべき教育に政治が介入するものになっています。子どもにどのような教育を受けさせるのかは、国や府という行政権力が決めることではなく、父母・国民が決めることです。

教職員や自治体職員は、どの子にもゆきとどいた教育を保障（憲法26条）し、誰もが健康で文化的に生活できる（憲法25条）ように、住民全体の奉仕者（憲法15条）として仕事をすることが、本来の役割です。しかし「職員基本条例」が制定されれば、地域住民の実情や願いよりも、処分や免職の脅し、「評価」を気にかけて、仕事をする職員・教職員づくりがすすめられます。

以上の趣旨から、下記の事項を要請します。

記



○「教育基本条例」「職員基本条例」の制定をおこなわないこと

大阪府知事 松井 一郎 様

2012年 月 日

氏名	住所

この個人情報は本目的以外には使用しません

<取り扱い団体>「教育基本条例」「職員基本条例」の制定を許さない大阪連絡会

（連絡先・大阪教職員組合 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706）
TEL 06-6768-2330 FAX 06-6768-2239

**子どもたちのすこやかな成長をゆがめ、市民の願いに反する
「教育基本条例」「職員基本条例」の制定をおこなわないよう求めます**

貧困と格差がいっそう広がるもので、父母・市民は「医療や福祉を充実してほしい」「経済的心配なく学校に通わせてやりたい」「楽しく学校に通い、しっかり学んで成長してほしい」などを願っています。

ところが、「教育基本条例案」は、「学力調査」結果を学校別にまで公表し、「学校選択制」を導入するなど、学校と子どもを絶え間ない競争に追い立て、ふるいわけ、序列化するものになっています。これでは、わかる喜びや探求心は育たず、逆に子どもの心に深い傷をつくり、すこやかな成長をゆがめることになります。

また、市長が市立学校園の目標を決め、中立であるべき教育に政治が介入するものになっています。子どもにどのような教育を受けさせるのかは、国や市という行政権力が決めることではなく、父母・国民が決めることです。

教職員や自治体職員は、どの子にもゆきとどいた教育を保障（憲法26条）し、誰もが健康で文化的に生活できる（憲法25条）ように、住民全体の奉仕者（憲法15条）として仕事をすることが、本来の役割です。しかし「職員基本条例」が制定されれば、地域住民の実情や願いよりも、処分や免職の脅し、「評価」を気にかけて、仕事をする職員・教職員づくりがすすめられます。

以上の趣旨から、下記の事項を要請します。

記



○「教育基本条例」「職員基本条例」の制定をおこなわないこと

大阪市長 橋下 徹 様

2012年 月 日

氏名	住所

この個人情報は本目的以外には使用しません

<取り扱い団体>「教育基本条例」「職員基本条例」の制定を許さない大阪連絡会

（連絡先・大阪教職員組合 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706）
TEL 06-6768-2330 FAX 06-6768-2239